

# 自己判定方式による罹災証明書の交付について

## 自己判定方式とは

- ・自己判定方式とは、次の①～③を条件として被災者が撮影した写真から「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する方法で、その判定により市が罹災証明書を交付するものです。
  - ① 被災者ご自身が撮影した写真から被災した建物の被害状況が確認できること。
  - ② 被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」（家屋全体の損害割合が10%未満）であることが確認できること。
  - ③ その判定結果に同意いただけること。
- ・通常の家屋被害認定調査が省略されるため、比較的早く罹災証明書の交付が可能となります。
- ・現地調査の必要が生じた際には、家屋の内部の調査等をさせていただくことがあります。

## 必要書類

### ① 罹災証明書交付申請書

※申請書の下部にある写真による被害区分の判定欄の 希望するにレ点を付してください。

写真による被害区分の判定(※)	<input type="checkbox"/> 希望する(写真を添付)
	<input type="checkbox"/> 希望しない

※同一世帯ではない親族の方が申請される場合は、委任状が必要となります。

### ② 被害状況の分かる写真

- ・建物の全景（周囲4面、4枚以上）
- ・表札（近景）
- ・被害を受けた部位について、その内容が明らかになるような写真

<イメージ図>



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



- ③ 本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）の提示（郵送の場合は写し）
- ④ 被災した住家の図面（あれば）
  - ・配置図、平面図、立面図など

## 一部損壊の具体例

- ・大雨で床下浸水した。
- ・台風で雨どいが破損した。
- ・台風で屋根瓦が数枚破損した。



- ・地震で外壁の一部に亀裂が生じた。



写真：『災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）』より引用